十四の五　第百五十六条の二十の二十二の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
第百九十四条の四第一項第六号の次に次の五号を加える。
六の二　第五十七条の六第一項、第五十七条の二十第二項又は第五十七条の二十一第四項の規定による命令（第五十七条の二十第二項の規定による命令においては、対象特別金融商品取引業者に係るものに限る。）
六の三　第五十七条の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消し
六の四　第五十七条の十二第一項の規定による指定
六の五　第五十七条の十二第五項の規定による同条第一項の指定の解除
六の六　第五十七条の二十第一項若しくは第二項又は第五十七条の二十一第一項若しくは第二項の規定による命令（第五十七条の二十第二項の規定による命令においては、指定親会社に係るものに限る。）
第百九十四条の四第一項第三十五号の次に次の三号を加える。
三十五の二　第百五十六条の五第一項又は第四項ただし書の規定による認可
三十五の三　第百五十六条の五の九第一項の規定による命令
三十五の四　第百五十六条の五の九第一項の規定による第百五十六条の五の五第一項又は第四項ただし書の認可の取消し
第百九十四条の四第一項第三十八号の次に次の七号を加える。
三十八の二　第百五十六条の二十の二の規定による免許
三十八の三　第百五十六条の二十の十四第一項又は第二項の規定による第百五十六条の二十の二の免許の取消し
三十八の四　第百五十六条の二十の十四第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
三十八の五　第百五十六条の二十の十五の規定による認可
三十八の六　第百五十六条の二十の十六第一項の規定による認可
三十八の七　第百五十六条の二十の二十又は第百五十六条の二十の二十二の規定による第百五十六条の二十の十六第一項の認可の取消し
二十八の八　第百五十六条の二十の二十二の規定による命令
第百九十四条の四第二項第一号の次に次の一号を加える。
一の二　第五十七条の十八第二項の規定による届出
第百九十四条の四第二項に次の二号を加える。
十　第百五十六条の五の十第一項又は第二項の規定による届出
十一　第百五十六条の二十の二十一第三項の規定による届出
第百九十四条の五第二項中「金融商品取引業者等」の下に「、指定親会社」を、「金融商品取引清算機関」の下に「、外国金融商品取引清算機関」を加える。
第百九十四条の七第三項中「第四項まで」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を、「第百五十五条の九」の下に「、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八」を、「第百五十六条の十五」の下に「、第百五十六条の二十の十二」を加え、同条第七項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。
第百九十八条第六号の次に次の一号を加える。
六の二　第百五十六条の二十の十六第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで連携金融商品債務引受業務を行つた者

第百九十八条の五中「金融商品取引業者等」の下に「、指定親会社」を、「金融商品取引清算機関」の下に「、外国金融商品取引清算機関」を加え、同条第二号中「第五十三条第二項」の下に「、第五十七条の六第一項、第五十七条の二十第二項」を加え、同号の次に次の一号を加える。
二の二　第五十七条の二十第一項若しくは第二項又は第五十七条の二十一第二項の規定による命令（第五十七条の二十第二項の規定による命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。
第百九十八条の五第三号中「第百五十六条の十七第二項の規定による停止」を「第百五十六条の十七第二項若しくは第百五十六条の二十の十四第二項の規定による停止、第百五十六条の二十の二十二の規定による停止、変更若しくは禁止」に改める。
第百九十八条の六第一号中「第百五十六条の三」の下に「、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七」を加え、同条第四号中「第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）」の下に「、第五十七条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「又は第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）」を「、第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第二項又は第五十七条の十五第二項」に改め、同条第六号中「第四十七条の三」の下に「、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項」を加え、同条第七号中「第四十六条の六第一項」の下に「、第五十七条の五第二項、第五十七条の十七第二項」を加え、同条第八号中「第七項」の下に「、第五十七条の十八第二項」を加え、同条第十号中「第五十六条の二」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を加え、「又は第百六条の二十第一項」を「、第百六条の二十第一項、第百五十六条の五の四又は第百五十六条の五の八」に改め、同条第十一号中「第五十六条の二」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を、「第百五十五条の九」の下に「、第百五十六条の二十の十二」を加え、同号の次に次の三号を加える。
十一の二　第五十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
十一の三　第五十七条の二第二項又は第三項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者
十一の四　第五十七条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第百九十九条中「第百五十六条の十五」の下に「、第百五十六条の二十の十二」を、「金融商品取引清算機関」の下に「、外国金融商品取引清算機関」を、「外国金融商品取引所参加者」の下に「、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の清算参加者」を加える。
第二百条第十三号中「第三十二条の二（第三十二条の四において準用する場合を含む。）」を「第三十二条の二第一項（第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第三項」に改め、同条第十七号中「又は第百六条の二十一第二項」を「、第百六条の二十一第二項、第百五十六条の五の五第一項若しくは第四項又は第百五十六条の五の九第二項」に改め、同条第十八号中「又は第百六条の二十一第一項」を「、第百六条の二十一第一項又は第百五十六条の五の九第一項」に改める。
第二百一条中「金融商品取引清算機関」の下に「、金融商品取引清算機関の主要株主（第百五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「若しくは金融商品仲介業者」を「、金融商品仲介業者若しくは金融商品取引清算機関の主要株主」に改め、同条第二号中「及び第百五十五条第二項」を「、第百五十五条第二項、第百五十六条の五の五第六項及び第百五十六条の二十の十六第四項」に改める。
第二百四条中「又は第百五十六条の八」を「、第百五十六条の八又は第百五十六条の二十の七」に改める。